



平成13年12月25日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所3，4号機増設計画に係る「環境影響評価書」の届出について

当社は、本日、敦賀発電所3，4号機増設計画について、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「環境影響評価書」を作成し、経済産業大臣に届け出しました。

本評価書は、本年1月16日に届出した「環境影響評価準備書」に対する地元の皆様等のご意見、福井県知事からのご意見及び本年10月10日の経済産業大臣からの勧告を踏まえ、準備書の記載事項について検討した結果を取りまとめたものです。

本評価書につきましては、電気事業法に基づき、本日から起算して30日以内に経済産業省において審査が行われることとなっております。国における審査の結果、本評価書が適正と判断された場合には、当社は、福井県知事、敦賀市長及び美浜町長に本評価書を送付するとともに、環境影響評価法に基づき、1ヶ月間にわたって縦覧を実施する予定です。

今後とも、関係ご当局をはじめ地元の皆様のご理解、ご協力が得られるよう努力して参る所存です。

以上

添付資料	<u>敦賀3，4号機増設計画環境影響評価書について</u>
添付－1	<u>緑化計画（切取斜面部）</u>
添付－2	<u>建屋色彩計画</u>
添付－3	<u>残土量の低減</u>
参考資料	<u>環境影響評価の手続きの流れ</u>

敦賀 3, 4 号機増設計画環境影響評価書について

- ・環境影響評価準備書に対する知事意見は 23 項目、経済産業大臣勧告は 8 項目。
- ・これらの意見を全て検討し、評価書に反映。
- ・評価書での主な対応状況は以下のとおり。

- 海食洞に対する浸食や土砂の堆積の影響について水理模型実験を行って検討し、潜堤等の新たな波浪低減措置の必要がないことを確認した。

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 猛禽類のミサゴについて工事中及び供用後において環境監視を行うこととした。

(経済産業大臣勧告)

- ムツサングについて、工事中に事後調査、供用後に環境監視を行うこととした。

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 西部溪流に設置する取水堰は、遡上する魚等に配慮した構造とするとともに、工事中及び供用後において西部溪流の動植物の生息・生育状況について環境監視を行うこととした。

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 緑化計画を再検討し、最新の緑化工法に基づく急斜面の緑化、斜面部小段の緑化等、現状の植生環境に可能な限り近づけた多様な生物環境を復元することを目標に緑化を行うこととした。

具体的な樹種・工法は、現地試験を行うとともに専門家の指導を得て最終的に決定することとした。(添付-1)

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 主要建屋の色彩を再検討し、海側からみて自然の景観にとけこむ明るさ、色あい（ブラウン・ベージュ系）の色彩計画とした。(添付-2)

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 工事に伴う残土量を準備書段階の計画約 91 万 m³ を 1/3 に削減（約 31 万 m³）し、土捨場の高さを約 20 m 低減する計画とした。(添付-3)

- ・発電所の敷地高さを約 2 m 嵩上げ（埋立への利用土量の増加等）
- ・新開閉所敷地面積の縮小（掘削土量の低減）、等

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 事後調査及び環境監視の結果は公表することとし、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、関係機関に報告を行い、専門家の指導・助言を得て必要な対策を講じることとした。

(経済産業大臣勧告、福井県知事意見)

- 捨石式傾斜堤護岸の一部を緩傾斜にして海藻の着生基盤を増やすとともに、コンクリート構造物への海藻の着生促進を図ることとした。

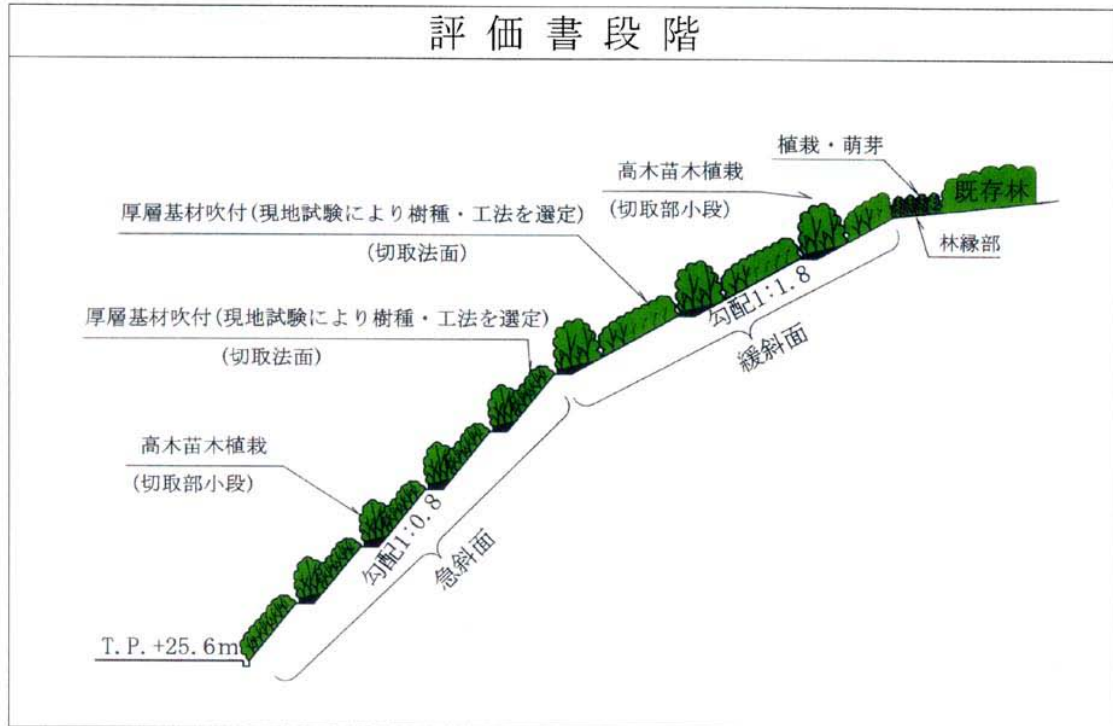
(福井県知事意見)

- 業務用連絡車両には低公害車等の導入に努めることとした。

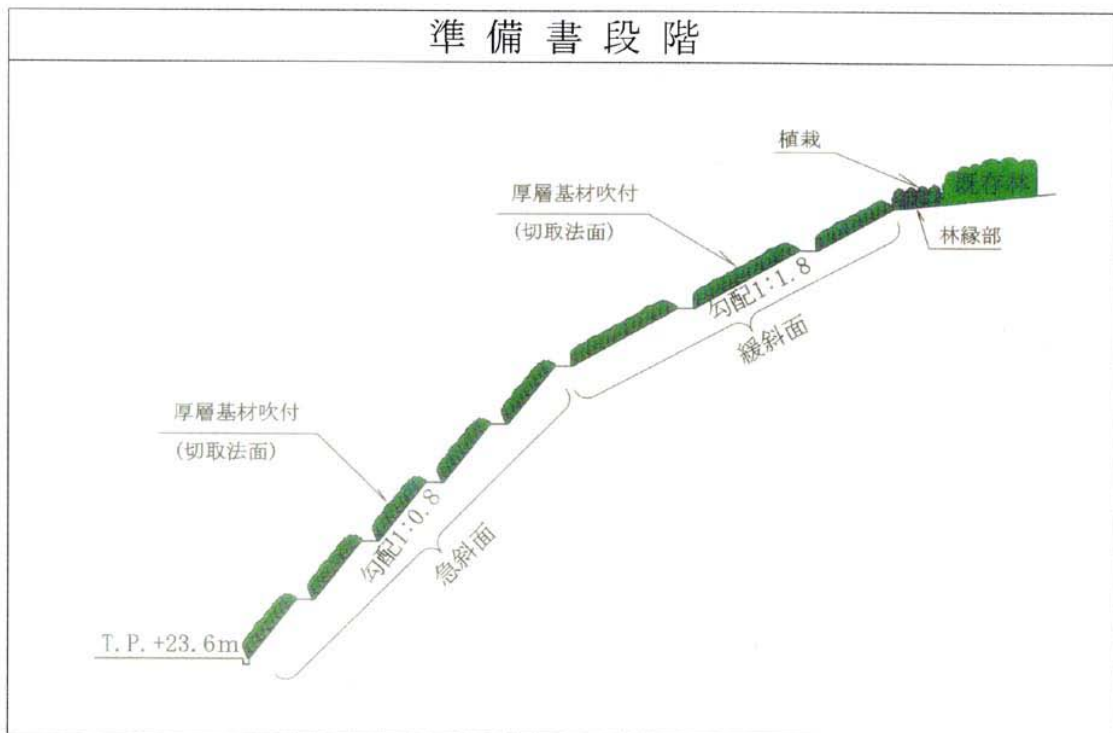
(福井県知事意見)

緑化計画（切取斜面部）

評価書段階



準備書段階

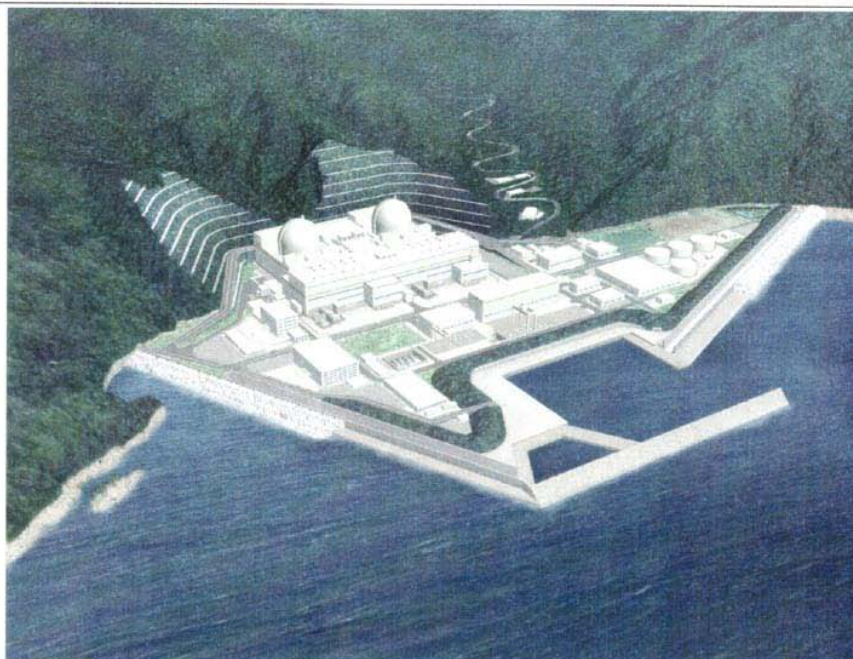


建屋色彩計画

評価書段階

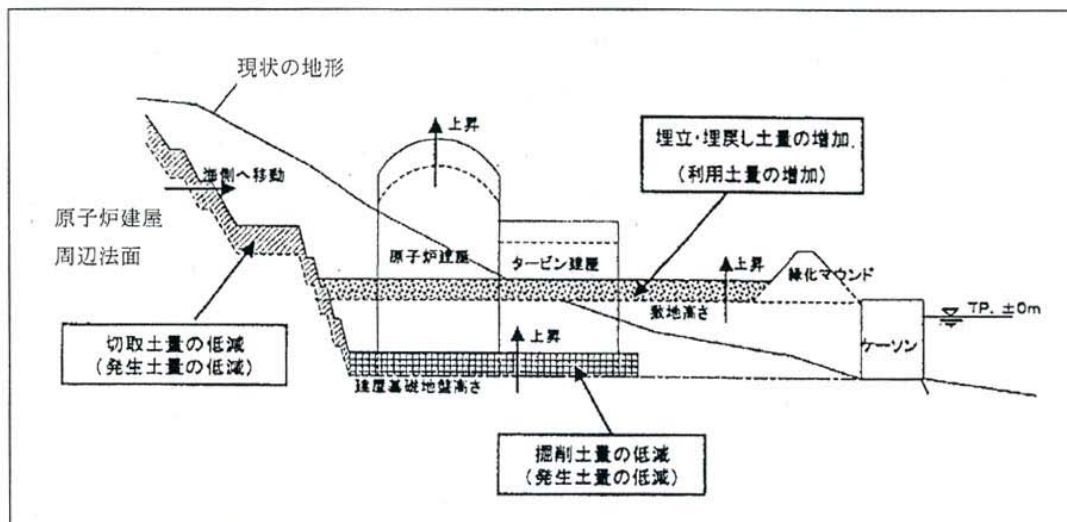


準備書段階

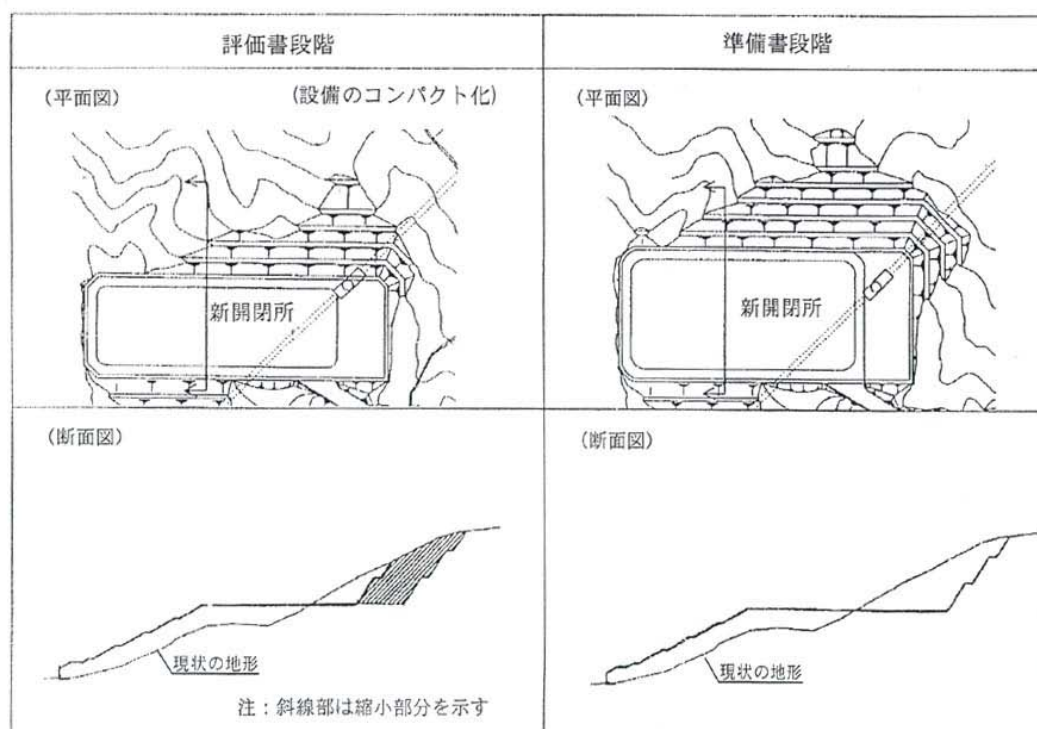


残土量の低減（91万 m^3 → 31万 m^3 ）

● 敷地高さ嵩上げ



● 新開閉所の用地面積の縮小



環境影響評価の手の続の流れ

参考資料

